

事務連絡
令和6年10月7日

各

都	道	府	県
保	健	所	設
置	市		
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

マイナ保険証への移行に伴う麻薬中毒者措置入院制度における
医療保険の加入関係の確認方法について

麻薬中毒者措置入院制度の実施につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

現行の健康保険証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、本年12月2日から新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとしています。

現在、麻薬中毒者措置入院制度に係る事務において、医療保険の加入関係の確認に際して健康保険証により確認することとしているところ、マイナ保険証の券面情報では、医療保険の加入関係を確認することができないことから、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、支給認定の適正な実施を図られるようお願いいたします。

記

医療保険の加入関係を確認するにあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）又は条例に基づき、受給者のマイナンバーを利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて行うこと。

ただし、それぞれの自治体の実情に応じて、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等により確認を行うこととしても差し支えない。

なお、本年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大で1年間、従前のとおり使用することが可能であるため、それまでの間は、引き続き、健康保険証により確認することも可能である。

以上